

「呼吸器事件 再審無罪へ」

2020年02月06日

滋賀県東近江市の湖東記念病院で2003年、元看護助手の西山美香さん（40歳）が、男性患者の呼吸器を外し、殺害したとして、殺人罪で懲役12年が確定し、服役した。この呼吸器事件の再審初公判が2月3日に大津地方裁判所で行われた。罪状認否で西山さんは「殺していません」と無罪を主張した。検察側は冒頭陳述で、「有罪の新たな立証をせず、確定審や再審での証拠に基づき、裁判所に適切な判断を求める」と主張し、被告人質問にも「特にありません」で終わった。事実上の立証断念で、西山さんの無罪が確定となった。弁護側は冒頭陳述で、「人工呼吸器のチューブを外した事実はなく、患者の死因は自然死だ」と主張し、西山さんの殺害を認めた自白については、めまぐるしく変遷していることを指摘し、「取り調べ担当刑事に対する恋心を利用し、誘導した」と自白の信用性はないと訴えた。西山さんも弁護側の被告人質問で、うその自白をしたことについて、男性刑事に強い恋心を抱き「関心を引こうと思った」と説明し、また、死亡した患者の写真を見せられ、「怖くなって」自白したと述べた。閉会后、西山さんは記者会見し、検察側の姿勢について「拍子抜けした。特別抗告してきた意味は何だったんだ」と批判した。再審公判は、弁護士側の最終弁論と検察側の論告求刑を経て、3月31日に判決が出されるという。無罪は揺らぐことはないだろう。「名誉回復」がもたらされることになる。

軽い知的障害のある西山さんは刑事の取り調べに誘導されて自白した可能性がある。患者の死因の不審点が見過ごされた。警察・検察に不利な証拠が開示されなかったなどが、指摘されている。さらに青春時代の12年間、刑務所生活を強いられた苦難はどのように償われるのであろうか。弁護団は、国家賠償を求める民事訴訟を検討しているそうだが、その過程で、冤罪を生み出す構造に光を当ててもらいたいと思う。

西山さんの場合は12年の刑務所生活であった。無罪であるゆえに耐え難い年月であったことは確かである。それ以上に、無罪でありながら死刑判決を受け、いつ死刑台に引き出されるかと恐れながら、独房に監禁されている人々の日々の思いは、どのようなものであろうか。想像するだけで息苦しくなる。狭山事件の石川一雄氏、強盗殺人放火罪を問われた袴田巖氏などは知られた冤罪であるが、ネットで調べて見ると、数限りない冤罪が起っている。誰にでも、起こり得ることである。

冤罪が起る原因の一つは警察・検察の取り調べ方法にあると言われている。日本では、警察が被疑者としてあげた人の99%以上に、有罪判決が出る。警察は被疑者を特定するまでの捜査が綿密であるからだと言う。しかし、無実であっても、取り調べにおいて、弁護士をつけず、長時間の過酷な取り調べで、自白させられるケースがある。警察で訊問された人は、体験した者でない限り、疲労困憊する中で、脅迫と圧力には耐え難いことは分からないと言う。日産自動車の元社長のゴーン容疑者は様々な罪状を上げられ、取り調べを受けたが、15億円もの保釈金を払って保釈された。これから、裁判で真相を明らかにしようとするところであった。ところが、警察・検察の一方的な取り調べと司法の判断は、人権尊重の姿勢がないと不満と怒りを持ち、国外逃亡した。国外逃亡は明らかな犯罪である。国は、逃亡を阻止できなかったことを国民にまず謝罪すべきではないか。

容疑者は犯罪人ではない。そして、犯罪人であっても、あくまで人権を尊重しなければならない。冤罪があり得る。死刑を認めてはならないと思う。権力は力で抑え込むのではなく、国民に正義をあまねく打ち立てる義務を負っている。